主な行事&お知らせ 6 JUN 2013

福祉

障害者・母子・父子家庭の皆さんへ各種手当の支給

特別障害者手当

心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

■**支給額**／月額2万6千260円

＊施設入所や3カ月以上入院している場合、所得が一定以上ある場合は支給されません。

特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害のある20歳未満の方を養育している保護者に支給されます。

■**支給額**

▼**1級**／月額5万400円

▼**2級**／月額3万3千570円

＊児童が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当1級の方のうち、重度の障害のため、常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。

■**支給額**／月額1万4千280円

＊施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

重度心身障害児療育手当

特別児童扶養手当1級の方のうち、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

■**支給額**／月額7千300円

＊所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合は支給されません。

重度心身障害児・者医療費助成制度

重度障害のある方の医療費について、自己負担分が助成されます。

■**対象**

▼身体障害者手帳1級・2級の方

▼療育手帳A1・A2の方

▼身体障害者手帳3級・4級を所有し、療育手帳B1の知的障害と認定された18歳未満の方

＊平成15年10月1日以降、新たに重度障害の認定を受けた65歳以上の方については、市民税非課税世帯のみ対象となります。

■**申請に必要なもの**

各種手帳、保険証、印鑑

※障害者の各種手当に関するお問い合わせは**福祉事務所障害福祉係**（☎880・6566）まで

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故）で父母、もしくは父、または母を失った児童を対象に18歳に達する年度末まで支給されます。

■**支給額**／児童1人につき、月額2千円

＊1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

ひとり親家庭医療費の助成

■**助成対象者**／次のいずれかに該当する方（前年所得を基に判断）

▼母子・父子家庭の母または父と児童

▼準母子・準父子世帯

▼父母のいない児童

＊児童とは、18歳に達する年度末までの間にある方。

■**申請時に持参するもの**

母または父および該当する児童の健康保険証、印鑑

＊該当すると思われる方は6月末までに申請してください。

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性で、18歳に達する年度末までの児童を養育している方、また両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■**支給額**／児童1人につき、月額1千円

＊母または父および児童が引き続き1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

「本心ですか…？」
澤本　英世（里改田）

市民からのお便り

毎回、広報のクイズが1番楽しみで月初めが待ち遠しいです。

市民からのお便り

（親子クイズ）大学生の息子が簡単に解きました。やっぱり学生はすごい!!

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（本年度で18歳に達する児童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方）を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限があります）。

■**受給資格者（いずれの場合も国籍は問いません）**

①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童

④父または母の生死が不明である児童

⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦母が婚姻によらずに懐胎した児童

⑧母が懐胎したときの事情が不明である児童

■**こんな時は支給されません**

①児童が

▼国内に住所がないとき

▼父または母の死亡により支給される公的年金給付が受けられるとき

▼父または母に支給される公的年金給付額の加算の対象となっているとき

▼労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき

▼児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

▼父または母の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき

＊父または母の配偶者に重度の障害がある場合は除く。

②父または母、それに代わる養育者が

▼国内に住所がないとき

▼公的年金給付を受けることができるとき

＊国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く。

▼事実婚が確認されたとき

＊定期的な訪問など社会通念上夫婦としての生活が認められた場合、事実の発生した時点にさかのぼって手当を返還しなければならない。

※母子・父子家庭の各種手当に関するお問い合わせは**福祉事務所子育て応援係**（☎880・6566）まで

募集

展示会場をお探しの方へ

後免町商店街の「ごめん・よってこ広場」では、手作り手芸品や絵画、写真などを展示して多くの人に見てもらいたい方を募集しています。

※申込先・お問い合わせは**南国市商工会　杉本**（☎090・7572・7612）まで

こうちアグリスクール研修生

県では、関東や関西地区にお住まいの本県出身者の方を対象に「都会で学ぶこうちアグリスクール」を開講します。

高知県で就農を考えている方に募集案内などを送付しますので情報をお寄せください。

■**研修会場・研修日**

▼**東京会場**／7月～10月の土曜日（全10回）

▼**大阪会場**／8月～11月の土曜日（全10回）

■**内容**／高知県農業の特徴、就農支援制度、U・Iターン農家の就農体験談など

■**募集人員**／各会場40名程度

＊平成25年4月1日現在65歳以下の方

■**受講料**／約1万円

※連絡先・お問い合わせは**県立農業大学校研修課**（☎0880・24・0007）

県中央東農業振興センター農業改良普及課（☎0887・53・3039）まで

統計調査員

市では、統計調査の調査員を募集しています。

■**調査方法**

調査対象者を訪問し、調査票を配布、回収、点検します。

■**平成25年度の主な調査**

住宅・土地統計調査

＊調査期日／10月1日

※申込先・お問い合わせは**企画課企画調整係**（☎880・6553）まで

戦没者慰霊巡拝

次の地域で、戦没者のご遺族を対象に慰霊巡拝が行われます。

■**対象地域**／沿海地方、インドネシア、ビスマーク・ソロモン、東部ニューギニア、ミャンマー、フィリピン、硫黄島

■**参加条件**

健康状態が良好など

＊原則80歳以下の方

■**備考**／参加条件や実施時期、所要経費などの詳細は、お問い合わせください。

※お問い合わせは**県地域福祉政策課**（☎823・9662）

福祉事務所地域福祉支援係（☎880・6566）

広告

バドミントン教室

南国市在住の年長・小学生を対象にバドミントン教室を開催します。
お気軽にご参加ください。
（参加費／1ヵ月無料）

●と　き／7月（月・木）17：00～19：00
●ところ／三和スポーツ交流センター（香長中 南200m）
●コーチ／（公益財団法人）日本体育協会公認スポーツ指導者
※お問合せは　南国市篠原　池本（090-1001-6273）